



県章

山形県公報

平成27年6月12日(金)
第2654号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……804
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……805
- 歳入の徴収の事務の委託……………(健康長寿推進課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(農村整備課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……806
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………807

公 告

- 一般競争入札の公告……………(総務厚生課) ……同
- 指定管理者の募集……………(障がい福祉課) ……809
- 同 ……(同) ……810
- 同 ……(同) ……811
- 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監 査 委 員) ……812

正 誤

告 示

山形県告示第565号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成27年6月22日山形市に招集する。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第566号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人南陽	ほなみケアセンター高島 東置賜郡高島町大字高島521番地3	居 宅 介 護 支 援	平成27. 6. 30

山形県告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人南陽	ほなみ訪問看護ステーション 南陽市宮内4653番地の1	介護予防訪問看護	平成27. 6. 30

山形県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人南陽 南陽市宮内3750番地の1	ほなみホームヘルパーステーション 南陽市宮内4653番地の1	居 宅 介 護	平成27. 6. 30
社会福祉法人南陽 南陽市宮内3750番地の1	ほなみホームヘルパーステーション 南陽市宮内4653番地の1	重 度 訪 問 介 護	同

山形県告示第569号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
株式会社明創 酒田市錦町五丁目32番地の58	児童デイサービスのびのびクラブ 酒田市錦町五丁目32番地の58	児 童 発 達 支 援	平成27. 5. 14
株式会社明創 酒田市錦町五丁目32番地の58	児童デイサービスのびのびクラブ 酒田市錦町五丁目32番地の58	放課後等デイサー ビス	同

山形県告示第570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人親和会 鶴岡市新海町8番33号	就労継続支援B型事業所さ んのう 鶴岡市山王町12番3号	就労継続支援（B 型）	20名	平成27. 5. 26

山形県告示第571号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した徴収事務
介護福祉士修学資金に係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
(1) 名 称 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	菅 原 隆 志	鶴岡市野田目字家ノ腰74番地1

山形県告示第573号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
酒田市、鶴岡市、東田川郡三川町及び同郡庄内町

- 2 基本測量を実施する期間
平成27年7月6日から平成28年2月12日まで
- 3 作業の種類
基本測量（水準測量）

山形県告示第574号

次の開発行為は、完了した。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成27年5月29日 指令置総建第11号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡高島町大字福沢字福沢二613番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東置賜郡高島町大字福沢38番地 学校法人高橋学園

山形県告示第575号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「天童市老野森一丁目4番12号」 を 「天童市東本町一丁目2番1号」 に改める。

附 則

この規程は、平成27年6月22日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第10号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成27年6月12日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成27年6月15日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 平成28年度山形県立高等学校の入学募集について
 - (2) 山形県文化財保護審議会委員の任命について
 - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
 - (4) 教職員の人事について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,794人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 217,461人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,292人	村山市	7,243人	西村山郡	11,755人
米沢市	23,106人	長井市	7,747人	最上郡	12,092人
鶴岡市	36,583人	天童市	16,859人	東置賜郡	11,283人
酒田市・ 飽海郡	34,195人	東根市	12,842人	西置賜郡	8,537人
新庄市	10,183人	尾花沢市・ 北村山郡	7,142人	東田川郡	8,299人
寒河江市	11,483人	南陽市	9,066人		
上山市	9,110人	東村山郡	7,419人		

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システム改修業務（社会保障・税番号制度対応）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課内（6階）
- (2) 日時 平成27年7月23日（木）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システム改修業務（社会保障・税番号制度対応）一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年3月20日まで

- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1) から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当 電話番号023(630)3337
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び、3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)及び(9)に係る事項を証明する書類）を平成27年7月10日（金）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による山形県低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Repair of the Yamagata Prefectural information system for personnel, wage and benefits (Introducing the social security and tax number system), 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 23, 2015
- (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3337

山形県立ふれあいの家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立ふれあいの家
- (2) 所在地 山形市長町二丁目10番20号

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は法第5条第26項に規定する福祉ホームを運営していること。
- (3) 平成27年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
 - イ 開催日時 平成27年7月10日（金） 午前10時から正午まで
 - ロ 集合場所及び集合時間 山形県立ふれあいの家玄関前 午前9時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
 - イ 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第86号）で定める基準のうち、管理人に関するものを満たしていること。
 - ロ 配置する管理人については常勤とし、次の施設のいずれかにおいて職員として勤務した経験を有する者であること。
 - (イ) 法第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - (ロ) 法第5条第26項に規定する福祉ホーム
 - (ハ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。

- (11) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成27年6月12日（金）から同年7月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
山形県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2293
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成27年7月10日（金）から同月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年7月24日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立点字図書館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県立点字図書館
- (2) 所在地 山形市十日町一丁目6番6号
- 2 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
- イ 開催日時 平成27年7月10日（金） 午後1時から午後2時まで
- ロ 集合場所及び集合時間 山形県立点字図書館玄関前 午後12時50分
- (3) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
- イ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）で定める基準のうち、点字図書館の人員に関するものを満たしていること。
- ロ 配置する司書については、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に定める資格を有する者であること。ただし、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができる。
- ハ 配置する点字指導員、貸出閲覧員及び校正員については、それぞれの専門的業務に関し、相当の知識又は経験を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (5) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成27年6月12日（金）から同年7月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2293

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成27年7月10日（金）から同月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年7月24日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立点字図書館条例（昭和48年3月県条例第16号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県身体障がい者保養所東紅苑
- (2) 所在地 東根市温泉町二丁目16番1号

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受け、県内で宿泊施設を運営していること。
- (3) 平成27年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 申請時において、県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を行っていること。
- (5) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成27年7月10日（金） 午後3時から午後5時まで

ロ 集合場所及び集合時間 山形県身体障がい者保養所東紅苑玄関前 午後2時50分

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。

(11) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成27年6月12日（金）から同年7月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2293

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成27年7月10日（金）から同月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年7月24日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成27年2月13日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成27年6月12日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター	決算諸表の一部に誤りがあるなど、決算処理が適切でない。	支出及び収入について、複数職員での確認及び顧問税理士による定期的な確認を行う体制を整備するとともに、本法人の運営指導については、適切に行われるよう体制の強化を図りました。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成26. 1. 28	第2515号	50	下から9	福島市大平寺	福島市太平寺
同	同	51	下から21	福島市大平寺	福島市太平寺
平成27. 5. 26	第2649号	712	下から18	字小物越1031、字中水無沢1381、字一本杉1233-5	字小物越1031・字中水無沢1381・字一本杉1233-5 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	下から6	字打山1128-1から1128-4まで、1128-丁、字真坂1545、1546、1548	字打山1128-1(次の図に示す部分に限る。)、1128-2から1128-4まで、1128-丁、字真坂1545・1546・1548(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
同	同	713	7	字ヒトロ907、908、908-1、908-乙	字ヒトロ907・908・908-1・908-乙(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	19	字猫ヶ沢5459	字猫ヶ沢5459(次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	下から20	字村上5931、5969、字大森山ノ内6055-8、6055-9	字村上5931・5969(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。) 字大森山ノ内6055-8・6055-9(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
同	同	714	下から2	(「次のとおり」)	(「次の図」)及び「次のとおり」
同	同	715	7	字右沢2158から2161まで、2164、2165、2170、2452、2453	字右沢2158から2161まで・2164・2165・2170・2452・2453(以上9筆について、次の図に示す部分に限る。)

同	同	同	19	字逆倉3506-1、字松森3495-1	字逆倉3506-1・字松森3495-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
同	同	同	下から8	字中の沢1254、大字平清水字松山639-11	字中の沢1254・大字平清水字松山639-11（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
同	同	716	5	字松留2240、字王地堂2241	字松留2240・字王地堂2241（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
同	同	同	16	字松留718-乙、720-乙、2232、2236、字上ノ原702-乙	字松留718-乙・720-乙（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、2232、2236（次の図に示す部分に限る。）、字上ノ原702-乙（次の図に示す部分に限る。）
同	同	717	下から9	（「次のとおり」	（「次の図」及び「次のとおり」